

# 三島小中学校ホームページ「みしまっこ」運営ガイドライン

平成21年11月19日

## 1 学校ホームページ開設の目的

- (1) 学校の教育活動の様子を公開し、学校教育に対する理解と協力を得るとともに、開かれた学校の実現に努める。
- (2) 学校の教育活動の様子を発表するだけでなく、児童生徒の作品の発表の場や硫黄島の紹介の場、情報活用能力の向上の手段とする。
- (3) 他校との交流の場とし、情報の交換や親睦を深め、学校教育の充実を図る。

## 2 管理責任者

三島小中学校ホームページ「みしまっこ」に記載する全てのページの作成及び公開については、校長が責任を持つ。

## 3 運営責任者

三島小中学校の情報教育係（ホームページ担当者）とする。

## 4 ホームページ運営過程

- (1) 情報発信者は「ホームページ作成のためのガイドライン」をもとにデータ（HTML文書）を作成し、情報教育係に提出する。
- (2) 情報教育係のチェックをうけたデータは、校長の決済を受ける。
- (3) 校長の決済を受けたデータは、教育方法係がサーバーにアップする。  
すでに校長決済を受けている文書については、この限りではない。

## 5 運営上の留意点

ホームページ作成については、特に、児童生徒のプライバシーの保護、人権への配慮、知的所有権（著作権や肖像権など）の順守の3点に気をつけて作成する。

- (1) 児童生徒、保護者の個人情報を漏洩しない。（住所、氏名、電話番号など）
  - (2) 個人を特定できる写真を掲載しない。（2名以上の集合写真を掲載する）
  - (3) 児童生徒の作品を掲載する場合は、本人や保護者に掲載の承諾を得る。
  - (4) フリー素材以外の画像やデータ等の再利用や他のホームページへのリンク等は、著作権や肖像権に十分留意し、電子メール等での承諾やアドレスの記載を徹底する。
  - (5) 電子メールの送受信や電子掲示板への書き込み等は、情報教育係を中心とした教師側で内容を確認し、トラブルを未然に防ぐ。同時に児童生徒の情報モラルの向上に努める。
- 情報モラルの向上…ルールやマナーを守りながら情報社会に参画し、科学的に理解するとともに  
情報活用能力を身につけること

- (6) 児童生徒に関する掲載情報について、本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講じる。第三者の著作に係る情報について当該著作権者から要請があった場合も同様とする。その他、閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、速やかに協議した後、適切な措置を講じることとする。

## 6 その他

- (1) 本ガイドラインの改廃は、職員会議で検討修正を行い、校長の承認を得るものとする。
- (2) 本規定をホームページ上で必ず明記するものとする。
- (3) 教職員の私的なホームページでは、児童生徒の個人情報や学校名を用いた情報を公開しない。